

令和8年10月1日現在

小規模企業者の方向けの融資制度

制度 名称	融資対象	資金使途	融 資 条 件					取扱金融機関	添付書類	備 考
			限度額	期 間	利 率	償還方法	保証人			
富 山 県 中 小 商 工 業 小 口 事業資金あっせん保証融資【一般小口枠・零細小口枠】	- 従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下 - 原則市内で1年以上同一の事業を引き続き営むもの - 県税及び市税の完納者	運転資金 設備資金	2,000万円 (※1)	運転資金 5年以内 (場合により7年以内) 設備資金 7年以内 据置期間 6月以内	【一般小口枠】 年2.35%以内 【零細小口枠】 年2.30%以内	金融機関の方法による。 分割返済	必要と認めるとき	北陸銀行(魚津、魚津駅前) 富山銀行(魚津) 富山第一銀行 (魚津・魚津駅前) 北國銀行(魚津) にいかわ信用金庫 (本店、魚津駅前) 富山県信用組合(魚津) 魚津市農業協同組合	- 完納証明書(市町村税、固定資産税)(※2) - 法人登記簿謄本(写)(法人の場合) - 工事受注状況(建設業) - 決算書、申告書(写) - 見積書、売買契約書(写)(設備資金の場合) - 許認可書等(写)(確認が必要な業種の場合)	保証料助成100% (※3)
魚 津 市 独 立 開 業 資 金 保 証 融 資	市内に事業を開始する予定の者又は開始して1年未満の者で、魚津中小企業相談所の経営指導を受け、かつ次の要件を満たすもの - 住民登録者で25才以上 - 同一業種に3年以上勤務し、市内に同一事業を新たに開業する者 - 製造業、建設業、卸小売業、飲食業(遊興、娯楽関係除く)、クリーニング業、印刷業、理容業外 - 県税及び市税の完納者	運転資金 設備資金	500万円	5年以内 据置期間 1年以内	年2.30% 以内	元金均等	必要と認めるとき	同上	- 完納証明書(市町村税、固定資産税)(※2) - 法人登記簿謄本(写)(法人の場合) - 住民票 - 就業証明書 - 資金計画書(事業計画書) - 相談証明書(魚津商工会議所中小企業相談所が発行したもの) - 見積書、売買契約書(写)(設備資金の場合) - 許認可書等(写)(確認が必要な業種の場合)	保証料助成100% (※3)

※1 融資限度額2,000万円は、一般小口枠は零細小口枠との合計、零細小口枠は保証付融資残高との合計です。

※2 個人の場合は同一世帯員全員分の完納証明書が必要です。

※3 融資申込者が魚津市(富山県信用保証協会)に保証料助成に関する委任状を提出いただくことで、市から富山県信用保証協会へ直接保証料を助成します。

問い合わせ先 魚津市商工観光課 TEL : 0765-23-6195 FAX : 0765-23-1060